

第1回 松戸市地域公共交通活性化協議会 議事録

日 時 令和6年5月15日（水）10時50分 から 11時50分 まで

場 所 松戸市役所 新館7階 大会議室

出席委員 委員 31名（別紙 委員名簿のとおり）

欠席委員 委員

事務局 街づくり部審議監、交通政策課長 外4名

傍聴者 11名

議 題 (1) 諮問書について
(2) 地域公共交通計画策定について（事業内容・スケジュール）

報告事項 高塚新田地区 需要調査の結果について（コミュニティバス導入検討）

配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 次第
- ・ 次第 2-1 松戸市地域公共交通活性化協議会条例
- ・ 次第 2-2 松戸市地域公共交通活性化協議会の運営に関する要領
- ・ 次第 2-3 松戸市地域公共交通活性化協議会傍聴要領
- ・ 資料 1 諮問書の写し
- ・ 資料 2-1 松戸市地域公共交通計画について
- ・ 資料 2-2 松戸市地域公共交通計画策定に向けた各種調査について
- ・ 資料 2-3 松戸市地域公共交通計画策定までの全体スケジュール
- ・ 参考資料 地域公共交通計画の作成
- ・ 報告事項資料 高塚新田地区需要調査について 他

開会

会長

改めまして、内山でございます。よろしくお願いいたします。初めに、出席状況について事務局に報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

はい。出席状況を報告いたします。本日の出席状況でございますが、委員 32 名のうち 31 名の委員が出席しております。したがって、過半数のご出席をいただいておりますので、本協議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本日の協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

会長

ありがとうございます。ただいまのご報告の通り、協議会が成立しているということでございますので、以後は主題に沿って進めてまいりたいと思います。

では、議事次第 2 ですね、松戸市地域公共交通活性化協議会について、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

事務局より説明いたします。初めに、委員の留意事項についてです。

資料次第 2 - 1、松戸市地域公共交通活性化協議会条例をご覧ください。本条例は、松戸市地域公共交通活性化協議会の設置条例となりまして、本年 4 月 1 日に施行されました。なお、条例に伴います協議会の設置に伴い、前年度まで設置しておりました松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議を廃止といたしました。本協議会は、地方自治法第 138 条 4 第 3 項に基づく付属機関となります。付属機関の委員は、地方公務員法第 3 条第 3 項、第 2 号に規定される特別職の公務員に当たり、公開となっていない情報、例えば事前協議等で委員しか知り得ない内部情報を外部に漏らした場合などに罰則が発生するなど、守秘義務が発生いたしますので、十分ご注意ください。

次に、本協議会ですが、異なる法律に基づく 2 つのことを調査審議する役割を担っております。

1 つ目は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律第 5 条に規定する地域公共交通計画の作成の目的を達するための調査審議となります。地域公共交通計画の作成及び実施に関しましては、結果尊重義務などの適用もございますので、ご承知願います。

2 つ目ですが、前年度まで松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議に引き続き、道路運送法第 9 条の 3 第 3 項に基づく協議として、住民の生活のための旅客の運送にかかる運賃等についての調査審議をしていただきます。それぞれ、市長の諮問に応じて、必要

な調査審議を行うこととなります。

次に、資料次第2-2協議会の運営に関する要領、資料次第2-3協議会傍聴要領の2つの要領についてご説明をさせていただきます。

初めに、資料次第2-2をご覧ください。協議会の運営に関する要領になります。主な内容につきましては、会議に関する開催、公開や議事録の作成に関することなどを定めております。協議会は原則公開となり、議事録につきましても、会長が指名する2名の委員に確認のご署名をいただいた上で、原則的に公開となります。議事録署名人の2名につきましては、協議会の都度、会長より指名いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、資料次第2-3をご覧ください。協議会傍聴要領になります。公開になる協議会において、傍聴の申請許可、その他傍聴の順守事項などを定めております。

ご説明は以上となります。

会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまこの協議会の中身について説明をしていただきましたが、なんか不明な点だとかご質問あるかと思しますので、どうぞ忌憚なくご発言をお願いします。1番は、地方公務員の特別職、この場に限ってですね、という役割で、地方公務員法が適用されて守秘義務が生じるということですが、それを理解していただければと思いますが、その他何か不明な点があれば、どうぞご発言して問いただしていただければと思いますが、いかがですか。

委員

よろしいですか。

会長

お願いします。

委員

3点ほどお話を伺えればと思っています。

まず1点目は、今、松戸市地域公共交通活性化協議会条例第4条第2項、委員は職務上知り合った秘密を漏らしてはならないというところについてであります。個人情報等様々なやはり公開されてはまずい情報もありますので、こういう規定は非常に必要なものだと理解した上であえて伺いたいのですけれども。一方で、この協議会は公開を前提として運営されているわけでありまして。こうした職務上知り得た秘密に接する委員としては、こう

した資料も公開されているわけですから、ここの出た資料に関する内容は秘密に当たらないというのは理解できるのですが、こうした秘密を職務上知りえた秘密というものに該当する場合には、あらかじめ事務局から委員の方にこれから話すことは秘密内容だっというご案内があるのかどうか、もしくは会議を、これは公開ですけどもこういう職務上秘密という部分をやる場合には秘密会みたいなのが、この条例の中では秘密会というのは規定はないようなのですけども、こうしたのが資料の運営に関する要領では少しどういのが秘密になるのかという部分がなかったものですから、あえて資料はいりませんけれども、口頭で結構ですので、補足してご説明をいただければありがたいというのが1点目です。

引き続き、2点目に移ってよろしいですか。2点目は今度次第の2-1、松戸市地域公共交通活性化協議会条例の本文のいわゆる運用に関する内容についての質問になります。関連して2つと言いましたが、私の方で伺いたいのは、この条例のですね、第7条の第4項、全2項の規定にかかわらず、運賃、料金に関する事項は、道路運送法昭和26年法律第183号、第9条第4項に規定する構成員のみで協議を行うこととするということでございます。本日の皆様の資料にはこの道路運送法の9条の第4項自体は配布がされておられませんので、どういう内容かっていうのがまたこれから口頭で説明いたしますが、この条項については、昨年、令和5年の10月から新たに施行された内容というふうに国土交通省からバス協会も聞いているものであります。具体的には何かと言いますと、この協議会の中で、構成員、この一部の委員のみでこの運賃に関する協議を行うことが規定された。具体的にはですね、この運賃を協議する対象となるバス事業者、それと利用者の方の代表と運輸局と松戸市の方ということで伺っております。それで、この道路運送法の9条の4項が国土交通省から、この改正がされたので各自治体にも周知された内容を見ますと、一般乗合旅客自動車運送事業者ということで明記されておるわけでありまして、この2つ目の質問は、このバスにかかるこの運賃というのは一般乗合旅客自動車運送事業、いわゆる路線バスが松戸市もたくさん走っていきまして、このバス事業者がこれの対象であると。一方で、地域によっては観光バス、貸切バスですね。こういうものが乗合旅客運送の、国の許可を受けてバスをやると。もしくは、市内にタクシー事業者、タクシー事業者というのは1人から行き先をつれて走るものですが、タクシー事業者も乗合運送の許可を受けて、いわゆる小さいバスを運行するケースがあります。国土交通省からのこの法改正に関する周知する資料では、一般乗合旅客自動車運送事業者のみということで明記されておりますので、あえてここでちょっとお伺いしたいのは、松戸市の方でもここでは条文しか書いておりませんが運用として、一般乗合旅客自動車運送事業者だけが、この協議会の構成員のみという運用の解釈でよいのか、確認のためお伺いさせていただきたいというのが2点目であります。

最後の話は3点目として、この運賃に関する協議については 運賃の高い安いというよりも路線の対応、どういう部分をどのように回っていくか、路線の長さ短さによってもか

かる経費は変わってくるわけです。それに応じて接するバス事業者、一般路線バスとの影響度合いも、運賃の調整も入るので、基本的には路線の対応、いわゆるどんな路線でやるかをこの協議会で決めてから運賃の協議会に、順番としては2つ目に行くのではないかと、いう風に想定されるのですが、具体的な運営よりはこれからなるとしても、ここでは構成員のみで協議を行うしか書いてありませんので、基本のそういう順番をやるのか、それとも関連する乗合バス事業者に影響の度合いを事前に調整をしてから協議を行うのか、どちらかなのかは、運営要領にかかる内容でもあるので補足してご説明をいただければということであります。以上の3点でございますが、よろしくお願いします。

会長

はい、ありがとうございました。今、3つのご質問が出ましたけど、事務局はお答えできますか。

事務局

では、事務局より、3点ご質問がございましたのでご回答させていただきます。まず1点目の守秘義務の関係ですけれども、基本的には委員がおっしゃいました通り、公開が原則となりますので、おおむね原則公開でやりますので、守秘義務というのはなかなか少ないものと考えております。その守秘義務の中でも、一般的に個人情報であったり、そういったものが関わってくると思いますが、この会に携わる内容につきましては、公開でやる範囲内につきましては、そこに当たらないのかなと思います。ただ、委員がおっしゃったように、ここの部分については非公開をお願いしますとか、個人守秘義務にあたりますのでご注意くださいというのは、事務局または会長の方と協議しながら、その都度お伝えできればと考えておりますので、よろしくお願いします。あと、会議の中でご心配であれば、これは大丈夫なのかとか、その都度ご質問いただければ、そこで皆さんで今日決めていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、条例の7条第4項の道路運送法に基づく9条4項に関するものですが、すみません、具体的に事務局の方でもどのように進めるかっていうのは、この条例、法律に基づいた内容の範囲でしか今のところ決めておりませんので、今、委員のお話を踏まえてもう少し具体的に運用というところを決めておく必要があるのかなと率直に思ったところがございます。今後必要になるところだと思っておりますので、その運用に関しましても、こういった3つ目の質問と合わせて検討させていただいて、委員の皆様、ご質問あったその道路運送法の9条4項に関するところということで、このように進めていきたいというところを後日お示しできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。2つ目、3つ目については、この後、事務局と会長と合わせて具体的なところ決めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

よろしいでしょうか。

委員

1 点目については理解しました。よろしくお願いします。

2 点目と3 点目の運用料に関する部分については、会長と事務局で打ち合わせて進めるということなのですが、バス事業には大変厳しい状況もございまして、この運用によって例えば運賃は利用者にとって安ければ非常にいいというものもあるのですが、バス事業自体が運転者不足等で大変厳しい状況になっていまして、安いものが普通の運行に影響が出ていうのは、これは一旦なると取り返しがつかないという部分もありますので、規定の運用に関する内容については事務局と会長で打ち合わせた後、やはりこの協議会の方にも、もしくはバス事業の方にも事前に調整をいただいてその上で、合意を得た上で進めていっていただくことを要望としてお願いいたします。以上です。

会長

はい。

事務局

ありがとうございます。一応ですね、その9 条4 項の規定に基づく限られた委員で協議をした後については、こちらの協議会の方にもご報告するということは現時点でも決めております。あとは、今、委員のお話があったように決めたものについては協議会について図らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

すいません、私が最後にお願いしたのはちょっと具体的に言いますと、一般法律の改正の、国土交通省にはその協議会に出るのは一般乗合旅客自動車運送事業者のみです。他のものも入れるのかどうかについては、今後会長と打ち合わせてやりますということですので決まってからまた協議会にも報告しておっしゃったのですが、そうしたルールをあらかじめ調整するなり教えていただければと。協議会にかけていただくと、いわゆる一般乗合旅客自動車運送事業者が入るのか入らないのか、これがはっきりしていませんので、法改正の資料では一般乗合旅客自動車運送事業者と明記されていますから、その通りやるって言うただけであればそれで終わるのですけれども、そこはルールとして進めるものは、あらかじめ色々打ち合わせをする前に事前に協議会にお図りいただければということでございます。すいません、度々で。

事務局

ありがとうございます。運賃協議会につきましては、先ほど申し上げた通り運用につきましては、会長とご相談の上、協議会の方にも周知を図っていきたいとは思っているところなのですが、周辺事業者、もちろんバス事業者様含めて事前の調整というのは十分に行った上で進めてまいりたいと思っております。それから、実際のその運営の方法につきましてもバス事業者ですとかタクシー事業者様、一般乗合旅客自動車運送事業者だけにするのかどうかも含めて、今後ご相談の上で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

はい。その他ございますでしょうか。重要なことですから、最初にちゃんとしといた方がいいと思われることは指摘していただくのがいいと思いますが、よろしいですか。

それでは、次第の3議事録の署名人についてに移りたいと思います。

議事録署名人は、事務局が作成した議事録を確認していただいて、問題がなければ確認のサインをしていただくということになります。先ほど事務局より説明がありましたように運営要領によりますと、議事録署名人は会長が指名する2人ということですので、改めて指名させていただきます。結局、持ち回りということになりますから、同じ人がずっと議事録署名人をするということではございません。本日、第1回協議会の議事録署名人は、北原委員と山田委員にお願いしたく存じます。よろしいでしょうか。

北原委員・山田委員

はい。

会長

続きまして、議事に移る前に次第4会議の公開について確認します。本協議会は、運営要領第3条によって、原則会議は公開となりますが、協議会において非公開にしなければならないと決定した場合には、その限りでないと規定されていますので、確認いたします。先ほど委員からも質問がありましたけど、守秘義務とか知り得る情報とかがございますが、それに関して非公開が適切であるという風に判断された場合は非公開とするということでございます。改めて、本日の第1回目の協議会につきましては、公開していいと私は思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし

会長

はい、ありがとうございます。では、本日の協議会は公開といたします。では、本日の傍聴人について報告を事務局にさせていただきたいと思いますが、お願いします。

事務局

本日の傍聴の申し出について報告いたします。傍聴の申し出は13名でございます。全員の傍聴を許可してよろしいでしょうか。

会長

はい、全員の傍聴を許可したいと思います。

次に、撮影とか録画とか録音についての許可ですが、撮影、録画、録音等につきましては、傍聴要領第4条の規定により原則禁止となります。しかしながら、会長が許可した場合は可能とされています。録画、録音につきましては、許可した場合、発言を部分的に切り取って第三者に配信するなどということも想定されます。そのようなことが発生すると私たちの権利の問題として許容できるものではないと私は考えます。このため録画、録音については、事務局が議事録作成のための補助資料として録音するもの以外、今後の協議会も含めて許可しない方が良く考えますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし

会長

はい、ありがとうございます。では、傍聴者及び委員の録画、録音につきましては、今後の協議会も含めて、許可しないということいたします、録音と録画についてです。

次に、撮影についてですけれども、撮影も原則禁止となりますが、傍聴者から要請があった場合は、審議の妨げにならないよう審議に入る冒頭部分のみ許可することにしたいと思いますが、よろしいですか。

委員一同

異議なし

会長

では、撮影につきましては、傍聴者からの要請があった場合、審議に入る冒頭部分のみ許可することにいたします。

事務局に確認いたしますが、本日の協議会において、撮影したいという要請はございますか。

事務局

はい。本日の協議会において、撮影要請はございません。

会長

はい、わかりました。それでは、改めまして、傍聴者の入室をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

会長

長らくお待たせしたことになりましたけれども、改めまして、傍聴者にご案内がございます。事務局からよろしくお伝えください。

事務局

はい。事務局より傍聴者の方々へ注意事項をお伝えいたします。

松戸市地域公共交通活性化協議会傍聴要領の第4条に基づき、会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないことを順守してください。撮影、録画、録音等につきましては、入室前にご説明した通りです。そのほか、先にお配りし、ご確認いただいている注意事項につきましても、守っていただきますようお願いいたします。注意事項が守られない場合は退出していただく場合があります。あらかじめご承知おきください。注意事項は以上です。

会長

傍聴の方、よろしくお願いいたします。それでは、この協議会議事次第の5議題によりやく入ることができました。5の議題の(1)諮問書について、(2)地域公共交通計画策定について、中身について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議題(1)諮問書について議題(2)地域公共交通計画策定について、事務局より併せてご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。こちらは、先ほど市長から会長へ手渡されました諮問書の写しでございます。本協議会は、市長の諮問に応じて調査審議することとされておりますが、今回は、記載の通り、松戸市地域公共交通計画案の作成が諮問事項となります。後ほどスケジュールの説明もさせていただきますが、松戸市地域公共交通計画につきましては、令和8年4月1日の策定を目処としております。委員の皆様には、計画策定に向け、専門的知見から調査審議を進めていただき、答申を賜りたく存じます。

次に、諮問内容を踏まえ、議題（２）地域公共交通計画策定についてのご説明をさせていただきます。それでは、１枚進んでいただき、資料２－１をご覧ください。今後検討していく地域公共交通計画の内容となります。まず、概要についてですが、本市の移動に関する課題を整理し、調査分析の結果をもとに今後の目標や方向性を示すマスタープランを策定することとしております。この計画策定にあたっては、法定事項として①から⑦まで記載の項目が定められており、資料には国土交通省地域公共交通計画等の策定と運用の手引きからその概要を引用しておりますが、それに加え、本市が目指す総合計画や都市計画マスタープランに掲げる、誰もが楽しく快適に移動できる都市の実現に向けた項目を、中長期的な視点でしっかりと整理し、記載する必要があると考えております。

さらに下段、計画を策定する利点をご覧ください。ここには、①から⑥のような国土交通省による利点の例示を記載しておりますが、本市においては、主に①の協議会にて協議、意見交換、合意のもとに計画作成、実施を進めることで、行政、交通事業者、地域団体等の連携強化につながることで、④の地域公共交通計画が定められることで、担当者の変更等があっても政策の継続性が確保されるとともに、交通事業者や事業実施側でなすべきことが引き継がれ、事業の継続性が保たれること、⑤の増便や延伸など個別の要望に対し、全体ビジョンや政策推進の観点から明確に回答できるようになること、⑥の補助金などの活用時に計画策定が補助要件とされることがあるため、計画を策定しておくことにより補助金が活用できることがあり、財源確保につながるものが特に重要だと考えております。

次に、１ページ進んでいただき、２枚目をご覧ください。はじめに、上段の本市のこれまでの状況をご説明いたします。公共交通につきましては、鉄道６路線２３駅が整備され、路線バス４社２５路線、タクシー事業者は法人８社、個人２７社が営業しており、移動機能はおおむね高い水準を保っております。さらに、本市ではコミュニティバスを１路線運行、福祉施策として、地域の互助によるグリーンスローモビリティ運行を４地区で実施。また、ここには記載はございませんが、市内の回遊性を高めるため、先月よりシェアサイクルを導入するなど、新たなモビリティの導入やサービスの提供を進めているところでございます。

一方で、下段の課題をご覧ください。①個別性の高い交通弱者の需要の増加、②高齢化により地域内の近距離移動のニーズ対応、③交通事業者の乗務員不足、④交通空白・不便地域の散在、⑤現状と将来を見据えた多様なモビリティ導入の検討が必要になってくる、などの本市特有のものではなく、全国的に地域の移動に関する課題は多様化、複雑しております。様々な要因による課題がある中で、今後も利便性の高い環境の維持、充実を図るためには、現状の課題と今後の問題をより明確に把握するとともに、中長期的な視点で計画的に対応していくことが重要となります。このようなことから、本市においても地

域公共交通計画を策定することが必要と考え、この度の諮問に至ったところでございます。

1 ページ進んでいただき、資料 2-2、1 松戸市地域公共交通計画策定調査業務についてをご覧ください。まず、1 番上の調査業務委託の概要についてです。委託業者につきましては、プロポーザル方式により選定してまいりますが、他の自治体での計画策定実績のある事業者を選定できればと考えております。主な業務といたしましては、上位計画・上位関連計画などの整理、公共交通関連情報・移動実態などの現状整理、公共交通の基本方針・公共交通施策の方向性の整理・検討などを予定しており、その中でも、調査、分析により課題を整理することが計画策定に向けて特に重要になるものと考えています。また、調査、分析にとどまらず、委託事業者には、協議会開催の運営支援において計画策定業務にも携わっていただく予定です。なお、この委託業務につきましては、国の補助金の活用予定しておりますことから、補助金対象事業者は協議会とされているので、本協議会名にて補助金申請をさせていただきますので、ご承知おきください。

次に、下の 2 松戸市自動運転実証調査業務委託についてをご覧ください。自動運転実証調査につきましては、自動運転の現状の理解と把握や、走行特性、人、交通に与える影響、社会的必要性の検証を行うことを目的とし、松戸市地域公共交通計画策定に向けた先行事業として、本年 10 月ごろに 2 週間程度、松戸駅東口エリアでの実施を予定しております。車両は、資料に写真を掲載しておりますが、20 キロ未満で走行するシャトルタイプの車両で走行します。オペレーターと呼ばれる警察の許可を得た運転手が同乗監視し、基本は自動運転で走行し、システムでの対応が困難な場合や緊急時においては、オペレーターが自動運転へと切り替え対応するといった自動運転レベル 2 での走行となります。そのほか、具体的な内容はプロポーザル方式により選定された委託事業者と協議をしながら決めてまいりますが、決まり次第詳細についてご報告させていただきます。委員の皆様にも参加していただければと存じます。

最後に 1 ページ進んでいただき、A3 の資料 2-3 スケジュールにつきましては、事務局が本日現在想定している流れをお示ししたものとなり、今後多少の前後や変更となる可能性もありますことをご了承ください。

まず、資料の 1 番左が本日第 1 回協議会となります。6 月には計画策定調査業務委託事業者が決定し、7 月にかけて事務局と委託事業者で課題整理や計画策定に有効な調査の内容や必要な分析などについて打ち合わせを進めてまいりますが、委託事業者との打ち合わせを進める中で、委員の皆様の知見やご意見等が必要となった場合は、書面等で照会を行うこともあるかと思えます。その際はご協力お願いいたします。

次に、第 2 回の協議会の開催でございますが、秋頃の開催を予定しております。第 2 回の協議会では、事務局と委託事業者において検討いたしました計画策定に必要な調査、分

析内容などについて、委員の皆様にお示しし、審議していただくことを想定しております。調査、分析内容などにつきましては、第2回の協議会を経て、10月頃から開始し、令和7年2月ごろの開催を予定しております、第3回の協議会でご報告できるように調査、結果をまとめてまいります。また、調査、分析結果を踏まえ、計画の大枠、骨子案についても合わせてお示ししたいと考えております。第3回の協議会では、分析、調査などの結果へのご意見を伺うとともに、こちらに対する審議をしていただくことを想定しております。ここまでが令和6年度になります。令和7年度に入りましたら、令和7年5月頃の開催を予定しております第4回の協議会、令和7年10月頃開催予定の第5回の協議会を通して計画の素案を作成してまいります。また、令和7年11月には30日間のパブリックコメント、市民への意見募集を予定しておりますが、このパブリックコメントの11月実施が遅れますと令和8年4月1日の計画策定が難しくなるため11月までには市民意見を反映させる前の市の政策案として計画素案を形にしなくてはなりません。ここが計画を作成する上で1番重要な期間であると考えております。そして、パブリックコメントが終了しますと、パブリックコメントの結果も踏まえながら、令和8年1月に開催予定の第6回の協議会、令和8年3月に開催予定の第7回協議会において計画案を完成させ、令和7年度末までに市長への答申を提出、令和8年4月1日の計画策定へと進めてまいりたいと考えております。

全体スケジュールの説明は以上となりますが、初めにもお伝えした通り、あくまで現時点でのスケジュールとなっております。今後の進捗に合わせ、多少前後や変更が生じてくる場合も考えられます。いずれにいたしましても、日程や協議会の審議内容などにつきましては決まり次第速やかに委員の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議題2 地域公共交通計画策定についてのご説明とさせていただきます。

会長

はい、どうもありがとうございました。色々なことをやらなきゃいけないということの説明ですが、この段階でここにおられる委員の皆様から何かご質問あるいはご指摘、こういうことをやった方がいいのではないかとか、そういうことがあればどうぞご発言をお願いいたします。

委員

よろしいですか。

会長

はい、お願いします。

委員

大変詳細な説明いただきまして、ほとんど理解しているのですがちょっとまだわからないところがあって、3点ほどちょっと伺わせていただきたいと思います。続けてよろしいですか。3点と。

それでは、1点目としてはですね、ご説明の中で、今後、松戸市における地域公共交通計画を、国土交通省の定められた原則5年程度ですが、資料の2-1にありますけれども、加えて松戸市の総合計画、それから都市計画マスタープランとの調整を図りながら計画を策定していくご説明でございました。これは確認のためにお伺いしたいのですけれども、松戸市の総合計画は目標年次というのは設定されているのかどうか。どのくらいの目標があって、それに向けて、都市計画マスタープランもそうなのですか、一応原則5年、令和8年4月に策定されますと、今の形で原則ということだと、令和13年が目標になる可能性もあるのですが、これから今後この協議を進めていく中でこれは変動すると思いますが、現時点で、松戸市のその総合計画並びに都市計画マスタープランの目標とする年次っていうのは、補足して確認をさせていただければありがたいというのがまず1点目であります。

それから2点目は、今後計画策定に際しては、関係する事業者、この資料の2-1で、計画を策定する利点ということで様々な関係する部局、または関係する事業者、そうした方たちにもヒアリングを行いますと、このようなご説明でございました。そういう意味で、非常に重要となってくるのが、この資料の2-1を1枚めくりますと、これまでの状況の中に、鉄道、福祉有償運送、路線バス、コミュニティバス、介護タクシー、グリーンスローモビリティ、こうした松戸市における公共交通の対象となる、運営しているものが出ているのですけれども、ご説明にあったヒアリング等を行う対象としては、これら全てに公共交通として、いわゆる定義、これから策定を進めていく対象の公共交通とはなんですかという部分は、ここにある、1からあるこの福祉有償運送を含めたものまでを対象としてこれから進めていくのかどうか。これについては、考え方でも結構ですので伺えればと思っております。

それから3点目になります。資料2-3松戸市地域公共交通計画策定の全体スケジュールで、2年間にわたる策定作業ですので、こうした計画を作った上で、進めていくというのは非常に重要だと思っております。その上であえてお伺いしたいのですけれども、パブリックコメントが令和7年の11月に予定したいというようなご説明でございました。それで、今回、私も初めてこの県内の様々な協議会出ているのですけれども、市長から協議会に諮問を供されまして、この後で、答申を受けてからそれを松戸市として公共交通計画として決めると、このように理解しています。それで、このパブリックコメントの実施は、ちょっと私が聞き落としたかわからないのですけれども、この協議会が実施するのか、それと

も地方自治法に基づく松戸市がパブリックコメントをやるのか。いわゆる諮問をして会長から答申をする前に、まだ協議が途中の段階で協議会でコメントを出す、パブリックコメント出せるかどうかで議論あるのですが、この辺の法的な部分のいわゆる考え方についても参考として伺いできればと思っています。以上、3点です。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。事務局、お答えできますか。

事務局

はい。3点のご質問、委員からいただきましたので順次ご説明させていただきます。1つ目の総合計画の年次ですが、令和4年から令和11年が今の総合計画の年次となっております。

2つ目につきましては、資料2-1の2ページ目これまでの状況の中で、公共交通の位置付けというところですが、現時点では、鉄道、路線バス、タクシー、福祉有送運送等々を考えておりますが、定義付けにつきましても、計画策定に向けてこの協議会で定義付けしていくものと考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、3点目、パブリックコメントの関係ですが、これについては市が行います。市が行った中で、その結果を協議会に報告させていただいて、その内容を踏まえてその先に進んでいっていただくという風に考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長

よろしいですか。

委員

はい。3点ほど全部理解しました。

それで、総合計画とも調整を進め、取りながら進めるっていうことで理解しましたので。もう1つ、松戸市では、今まで松戸市公共交通でみんなが元気になる協議会というのがあって、その地域ごとのですね、取り組みが進んだところは、その地域の提案に基づくバスを走らせようということでガイドラインも作られているのですね。こうしたガイドラインに基づくような公共交通といいますか、こうしたものも今取り組んでらっしゃる部分もあるので、そうした部分も今回策定では内容の一種が入っていくのかどうか、これについてはちょっと重ねて伺えればと思うのですが。

事務局

はい。今のご質問ですが委員からお話ありましたように、コミュニティバスの手引きということで、地域を主体としたコミュニティバスの手引きを前身の検討会議の方で図って作成したところでございます。これについても現状、公共交通と地域の移動については、この先現状等状況が変化しておりますので、本当に今の手引きのままでいいのか。あとは空白地域の交通地域であったり不便地域であったりっていうのも定義付けを以前させていただきました。そこについても今までいいのか等々を踏まえて協議会の中で図って、新たなものにするのであれば新たなものにする、変更する部分があるのであれば変更するという風に事務局では考えておりますので、その辺は今後お図りしていきたいと考えております。以上です。

委員

ありがとうございました。

会長

その他、何かご指摘、ご質問ございますでしょうか。

委員

計画策定のスケジュールのところなのですけれども、令和8年度の公共交通計画策定までに7回の協議会を予定されておりますけれども、合間に課題整理、分析について委託事業者と打ち合わせ等々が、と刻まれていると思います。これは、事務局と事業者の個別での打ち合わせというところを指しているものなののでしょうか、それともその分科会的な会議を設定する予定があるものなのか、ちょっとご確認をさせていただければと思います。

事務局

はい、委員のご質問にご説明します。今ご質問ありましたように、現時点では全7回の協議会を想定しておりますが、なかなかこれだけの内容ですので、協議会だけでということとはなかなか難しいと考えております。その中で、条例上、分科会の設置もできるようにされております。その図っていかねばならない協議会に向けて、少し具体的なところを、例えばバス事業者様であったり、個別の事業者様であったり、それぞれご相談であったり、協議が必要だなという風に考えましたら、会長とご相談させていただきながら、個別の場合もございますし、場合によっては条例に基づきまして分科会という形で開催させていただくということも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

はい、ありがとうございます。

前向きに検討いただきまして、ありがとうございます。なかなか守秘義務等の関係で、事業者間同士だけでないと細かな打ち合わせできない部分等もあるかと思うので、ぜひご検討のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

会長

はい。そのほか、いかがでございましょうか。ご指摘等よろしいですか。また何かお気づきの点がありましたら別に今日でなくても結構ですので、こういうことはちゃんとやっとなきゃいけないよということで、後ほどでも事務局の方にご連絡いただければと思います。ということで、この議題は終了して、次の議題の6報告事項に移りたいと思いますが、報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局より、コミュニティバス導入検討高塚新田地区需要調査の結果についてご報告いたします。

右上に報告事項資料と書かれたA3の4枚組の資料をご覧ください。昨年度末日まで設置しておりました松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議では、本市のコミュニティバス導入検討に関わる事項について協議を実施しておりました。この度、初めて委員となられる方もいらっしゃいますので、松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議のこれまでの歩みとコミュニティバス導入検討について簡単にご説明いたします。

それでは、資料を2枚めくっていただきまして、右上に参考資料と記載の資料をご覧ください。資料左側には、平成27年度からこれまでの検討経過を記載しております。青文字で記載しております①から⑤の詳細を資料右側に記載しております。

まず、公共交通不便地域と公共交通空白地域の定義です。平成27年度に実施した市民アンケート調査の結果を基に最寄り駅バス停までの所要時間、路線バスの運行本数及びこれらに対する満足度を考慮しまして、公共交通不便地域の基準を設定いたしました。その後、令和2年7月31日、コミュニティバス導入の手引きの策定に伴い、公共交通空白地域の基準を加え、資料右側上段が現在の定義となっております。鉄道駅からの距離670メートル以上かつ1日77便以上のバス停からの距離410メートル以上離れた地域を公共交通空白地域とし、この公共交通空白地域のうちバス停からの距離が410メートル未満であっても1日76便以下の場合は公共交通不便地域と定義されております。この定義に基づき選定された交通不便空白地域が②に記載しております13地区となります。しかし、近年の公共交通事業事情を踏まえまると、地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査を実施する中では、これら基準が現在の状況に即したものであるかについて再検証をする必要があるものではないかと考えております。

続きまして、コミュニティバス導入の手引きの策定についてでございます。本市では、

平成 29 年度、中和倉地区においてコミュニティバスの実証運行を開始いたしました。その後、松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議における協議を重ね、令和 2 年度にコミュニティバス中和倉コースの本格運行とコミュニティバス導入の手引きの策定がされました。コミュニティバスの定義及び役割につきましては資料記載の通りでございますが、近年、地域の移動に関しましては、新たなモビリティやサービスなどが検証、導入されておりますことから、これらにつきましても、地域公共交通計画の策定の過程において、そのあり方などについて議論をしていただく必要があるものではないかと考えております。

続きまして、資料下段、地域組織設立についてです。コミュニティバス導入検討を開始するには、まず地域組織設立が必要となります。現在 4 地区で設立されており、運行または検討の進捗状況は記載の通りでございます。

次に、資料を 1 枚めくっていただきますとコミュニティバス導入検討についてをまとめた資料となっております。まず、上段の導入検討の役割分担では、地域組織が主体となり、行政、事業者がそれぞれの役割を果たし、共同連携しながら導入検討を進めているものでございます。

また、資料下半面には、導入検討運行状況として、現在運行中の中和倉コースのルートや公共交通空白不便地域に選定された 13 地区を記載しておりますので、ご確認ください。以上、これまでの歩みとコミュニティバス導入検討についてとなります。

それでは、資料戻りまして 1 ページ目、高塚新田地区需要調査についてをご覧ください。高塚新田地区につきましては、令和 4 年 3 月の地域組織発足以降、ステップ 2 の運行計画案の作成に取り組んでまいりました。その後、令和 5 年 12 月 14 日付で資料右側に記載しております高塚新田地区コミュニティバス運行計画案が完成し、本年の 1 月 16 日から末日までにかけて、ルート沿線 410 メートル圏内の対象地域にお住まいの方から無作為に抽出した 1500 人に調査票を配布し、ステップ 3 の需要調査を実施いたしました。需要調査につきましては、地域が作成したコミュニティバス運行計画書案の内容でどの程度利用が見込めるかを確認するため、アンケート調査を実施し、試算した運賃収入を基に収支率として算出するものでございます。その結果、収支率が 40 パーセント以上でこの先のステップである実証運行の実施へと進み、40 パーセント未満の場合は計画の見直しとなります。これを踏まえ、資料を 1 枚おめくりください。

需要調査の結果でございますが、結論から申し上げますと、資料左下の赤字部分の通り、収支率 64.6 パーセントとなり、実証運行実施の基準である収支率 40 パーセント以上となりましたので、高塚新田地区のコミュニティバス導入検討につきましては、次のステップである実証運行の実施に向けて準備を進めることとなりました。アンケート調査及び

収支率の算出につきましては、コミュニティバスに関する調査業務を委託しております IBS に依頼し、実施したものでございます。なお、収支率の算出方法につきましては、資料左側に記載の通りでございます。資料右側には、需要調査によって得られた回答結果の一部を記載しております。アンケートに回答をいただきました方のうち、利用すると回答した方は約 21 パーセント、将来的には利用すると回答した方は約 19.6 パーセントとなりまして、全体としましては半数以上の方が利用しないという結果となりました。また、利用すると回答した方のその利用見込み頻度は、週 1 回以上の利用が過半数、週 1 回未満利用するとした人は残りの約半分となりまして、利用頻度の見込みは、グラフの上に記載の通り、週あたり 3.23 回という結果となりました。また、利用しないと回答した人の理由では普段より利用する車、バイク、自転車や徒歩で十分である、停留所ルートが合わないという理由が非常に多い結果となりました。これらの傾向の他にも、需要調査によって得られた回答を年齢、性別、お住まいのエリアなどについて細かく分析、整理することで、実証運行に向けた周知活動やその後の利用促進活動に役立ててまいりたいと考えております。以上、報告事項高塚新田地区需要調査の結果についてのご説明とさせていただきます。

会長

はい。今、これまでの何をやってきたかっていう報告をいただきましたけど、この段階で何か皆様方からのご質問とかご指摘ございますでしょうか。

委員

この高塚新田地区の需要調査、拝見いたしまして、既にあるその手引きに基づいて進んできたっていうのは理解いたしました。あえてちょっと発言させていただくのは、先ほどの議事でもちょっとありました運賃の取り扱いが、これから色々と打ち合わせしながら進めていくというような回答だったのですが、ちょっと拝見しますと、右の下に報告事項、資料の運賃はもう明記されていまして、一律 300 円と。この取り扱いはすでに 3 月末で解散した みんなが元気になる会議で決定した事項なので、先ほどの議事で出た、運賃協議会にこれは書けない内容であるかどうかだけ、私は確認させていただければと思います。お願いします。

事務局

はい。実証運行等につきましては、今後準備でき次第の予定となっております。令和 6 年度につきましては、準備期間として令和 7 年度には実証運行ができるのではないかと想定しております。ですので、この運賃に関しましてもこの一律 300 円というのはあくまでも需要調査する段階で決定したものでありますので、実際、実証運行する前には、今お話がありました通り、お図りしてから最終決定するものと考えております。以上です。

委員

どうもありがとうございます。まだこれは仮の表現であるというのを理解しました。その上であえてちょっと発言させていただきたいのは、一般路線バスもこの沿線地域、ちょっと重なってる部分が全くないというわけではないと思いますので、これから協議会の運営をするにあたって、運賃協議会の設置にかかる対象となる事業者もこれから決めていく、調整をとって決めていくということですので、令和7年度に実施っていうことであると長いようで時間はそんなないと思いますので、関係する一般路線バス事業者または公共交通事業者とも十分調整を取っていただいて、円滑にこの事業が進みますようによろしくお願いしたいと思っています。私から要望ということをお願いいたします。

会長

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

それでは、報告についてはこれで以上といたします。もうこれで議事全て終わったということですね。それでは、本日の協議すべき内容は全て終わったということでございますが、終わる前にちょっと私から一言申し上げたいことがあります。

松戸市は、ご案内のように、中和倉のコミュニティバスを最初に導入して、それから7年くらい経っているのですかね。その時は、7年前か8年前の時点では、いわゆる交通空白地帯っていうのが松戸には結構あると。それで、1番のトッププライオリティにしたのが中和倉地区で交通空白地帯であると。でもその時は結構、中和倉地区というのは上り坂、下り坂もあって大変だというそういう話もあったのですけれど、やっているうちに上りとか下りの抵抗感がどの程度あるかなんてことがどこか行ってしまうと、交通空白地帯、白紙のところ埋まるというそういうような雰囲気になってきちゃったような気がするんで、また改めてその上下の移動の困難さというのも1つ考えなきゃいけないなっていう風に思っています。

そういうことでこれからの調査というのは、その移動困難性というのも、ただ単に空白地域だから移動は困難だっていうだけじゃない面も必要かなという風に思っておりますし、当初、中和倉は交通空白地帯、交通不便地帯の代表地区として選ばれましたけれど、それから7年くらい経った現在では交通空白地帯もさることながら、交通弱者がいっぱいいるところみたいな、そういうところにも公共交通は必要だという風にちょっと考え方が変わってきたように思います。ですから、交通空白地帯がメインではなくて交通弱者を救済するという、そういうことがメインテーマになりつつあるような気がします。

それから3つ目ですけれど、いろんな調査をやって需要調査等非常に重要なのですけれども、この7年間で変わったことっていうのは、岸田政権になってデジタル庁とかができてデジタル社会とか、最近の言葉で言うとZ世帯とかが生まれて、Z世帯なんていうとまだ20になっていないぐらいの世界ですけど、もう生まれながらにして全部デジタルに

適用している、そういう世帯がこれから日本を接近してくると。Z世代というのはそういう世代なのですが、その前がY世代、その前がX世代で私なんかX世代のかなり前の世代で本当に古びた人間でいわゆるデジタル的なところは分からないと言ってもいい世代ですけれども、なんかこれから先はいわゆるZ世代、その次はα世代というのだそうですけれども、そういうデジタル化した社会においてどういうふうな公共交通がいかっていう新たな展開が求められているような気がしますし、先ほど言いましたけど岸田政権ではデジタル化ということを強調して、いろんな補助金のメニューもあるようなのです。だからこういう交通不便地域をどうするかということ+αでデジタル化する、松戸市をデジタル化する、デジタル都市松戸みたいな形の流れを作って、それでもって公共交通機関も含めてデジタル化した公共交通機関というような形に組み替えて、変な話ですけど松戸市は国からの補助金をデジタルによっていっぱい取りましたみたいなそういう方向も1つ考えられますので、これから先の2年、3年っていうのは結構大変なことになるというふうに思っています。その平面図で示すだけじゃなくて、なんかデジタルツールでどうやって示したらいいかということまで考えなきゃいけないということでございます。もしそうすると今収支率が40パーセントという風に、なんとなく40パーセントより下回ってしまったらどうしようということになるのですけれども、普通に考えれば非常に困った人がいて、それを救うなら別に収支率を40パーセントにしなくて30パーセントでも20パーセントでも困った人を救えるなら、それは市としてやるべきではないかっていう議論だってあるはずで、収支率が高ければ高いほど、一般のバス事業者がもうちょっと経営努力して一生懸命やれば収支率を100パーセントにすることだってできないことじゃないと。だったら、何もこのこういうコミュニティバスの協議会でこの路線を作るなんていう必要もないかもしれない。だから次のステップに入ったということだと思いますので、皆様方もそのつもりでぜひお知恵を拝借したいと思いますので、ない知恵かもしれませんが、絞って出し尽くしていただければとあえて申し上げます。どうもありがとうございました。

ということで、今日の会議はこれで終了したいと思います。あとは、進行はそちらでお任せしてよろしいですか。

事務局

はい。ありがとうございました。それでは、まず傍聴者の皆様にご案内いたします。本日はご清聴いただきまして誠にありがとうございました。これより退出をお願いいたします。なお、配布資料につきましてはお持ち帰りいただけます。不要な資料につきましては、椅子の上に置いたままご退出いただいて結構です。それでは、お忘れ物のないようにご退出いただき、気を付けてお帰りください。ありがとうございました。委員の皆様はしばらくお待ちください。

(傍聴者 退室)

それでは、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。お疲れ様でございました。事務局より2点ほど事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、次回の協議会の日程及び内容につきましては、今後改めてお知らせしていきたいと考えております。決定次第、なるべく早めにお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

2点目、本日市役所本庁舎の駐車場をご利用の方は、お帰りの際に事務局に駐車券をご提示いただけますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。では、以上で終了となります。お疲れ様でした。

この議事録の記載が真正であることを認め、署名する。

令和 6 年 6 月 3 日

松戸市地域公共交通活性化協議会

委員 北原 幸治

委員 山田 美和